

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	1	府 省 庁 名	こども家庭庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 <u>不動産取得税</u> <u>固定資産税</u> <u>事業所税</u> <u>その他</u> （都市計画税）		
要望 項目名	小規模保育事業に係る制度改正に伴う税制上の所要の措置		
要望内容 （概要）	児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号。以下「改正法」という。）において、全国で 3～5 歳のこどものみを対象とする小規模保育事業の実施を可能とする改正を行った。 （※）「小規模保育事業」とは、19 人以下の利用定員で、原則 0～2 歳のこどもを対象に保育を行う事業。 （※）平成 29 年からは、国家戦略特別区域法に基づく特例措置として、国家戦略特区の事業実施区域（成田市、堺市、西宮市）においては、事業者の判断により小規模保育事業の対象年齢を 0～5 歳の間で柔軟に定めることが可能となされているところ、規制改革実行計画（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）において、3～5 歳のこどものみを対象とする小規模保育事業を創設することについて、次の法改正のタイミングであり方を検討することとされていた。 ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 小規模保育事業については、従前より事業の用に供する施設について、各種の非課税措置が講じられている。 ・ 特例措置の内容 改正法において、全国において 3～5 歳のこどものみを対象とする小規模保育事業の実施を可能とする改正が行われたことに伴い、小規模保育事業に適用される税制上の優遇について引き続き適用する。		
関係条文	〔 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 10 項 ・ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 73 条の 4、第 348 条、第 701 条の 34、第 702 条の 2 〕		
減収 見込額	[初年度] — （ — ） [平年度] — （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（１）政策目的 国家戦略特区における特例措置の実施状況を踏まえつつ、こどもの保育の選択肢を広げる。 （２）施策の必要性 政策目的を達成するには、子育てを支援する施策や児童の健やかな成長を支援する施策の拡充、安定的な提供及びその質の向上が不可欠である。児童福祉法に基づく各種事業については、現行、その公益性等に鑑みて、不動産取得税の非課税措置等、税制上の優遇措置の適用を受けることができ、当該優遇措置が政策目的の達成に寄与している。今般、改正法において、3～5 歳のこどものみを対象とする小規模保育事業を創設することから、改正法の施行後も、上記と同様の趣旨のほか、事業間の公平性も鑑み、非課税措置等を行う必要がある。		

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	こども家庭庁政策評価基本計画におけるこども家庭庁の政策体系 ＜こども政策の推進＞ １・２ （略） ３．保育対策及びこども・子育て支援対策に関する施策の推進 ４～８ （略）	
		政策の達成目標	若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会、こどもたちがいかなる環境、家庭状況にあっても、分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる社会の実現を図る。	
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—	
		同上の期間中の達成目標	—	
		政策目標の達成状況	—	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税及び国税並みの地方税については、小規模保育事業に適用される税制上の優遇について引き続き適用予定（令和７年度税制改正において措置済）。	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—	
		要望の措置の妥当性	改正法により創設した３～５歳のこどものみを対象とする小規模保育事業について税制措置を行うことは、現行制度との一貫性や事業間の公平性を担保するとともに、政策目的を達成する妥当な措置である。	

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	—
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		令和7年度税制改正要望において、「こども・子育て支援加速化プランに基づく制度改正等に伴う税制上の所要の措置」として同様の要望を行ったもののうち、今般要望している事項については、改正法の施行に併せて要望することとした。